

調查資料第二十九輯

生活狀態調查 (其二) 濟州島

朝鮮總督府

国立保健医療科学院蔵書



10012077

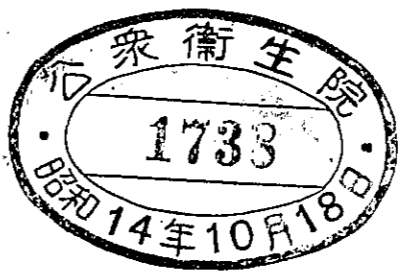
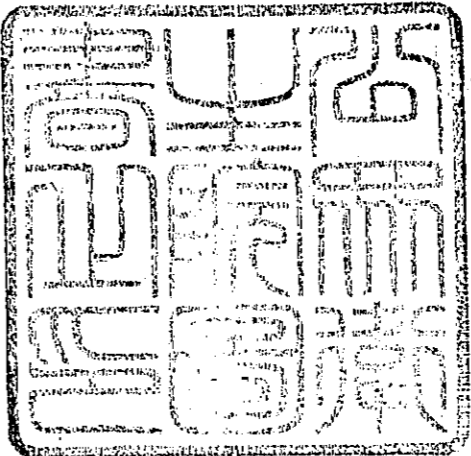
L
2
29

調查資料第二十九輯

生活狀態調查
(其二) 濟州島

朝鮮總督府

74
2
2/9



序

本書は生活状態調査の第二輯にして、半島陸地方
面とは事情を異にせる「濟州島」に關する記録である。
本書の編纂に當り、資料の蒐集及び寫眞の撮影に就
いて、濟州島司を煩はしたことが尠くないことを一
言して置く。

昭和四年十一月二十日

朝鮮總督官房文書課長 萩原彦三

調查資料
第二十九輯

生活狀態調查(其三) 濟州島

目次

總說

一、經濟事情

地勢・地質

氣象

物産

交通・通信

行政

土地

目次

一

五

五

五

九

三

一七

人口.....一七

農業.....三五

畜産.....四九

林業.....五五

水産.....六〇

工業.....七五

商業.....八四

財政.....九一

金融.....九七

二、部落.....一〇一

部落の構成.....一〇一

市街地.....一一三

模範部落・優良部落.....一一五

内地人移住漁村.....一二六

共同團結.....一二七

三、生活.....一三三

服裝.....一三三

食事.....一三七

住宅.....一三九

遊興・浪費.....一四一

燈火・燃料.....一四三

冠婚喪祭.....一四五

四、文化.....一四四

風俗.....一四四

民	心	一四
教	育	一四
信	仰	一五
選	舉	一五
犯	罪	一五
衛	生	一五
五、生計		一五
貧富の程度		一五
農家の收支		一六
農家生計状態		一六

地 圖

濟州島全圖

二十萬分の一

濟州及びその附近	五萬分の一
城山浦及びその附近	同
翰林及びその附近	同
西掃浦及びその附近	同

寫 眞

名 所	白鹿潭・正房瀑布・飛揚島・翰林附近の貝砂海岸・小噴火山・翰林附近の熔岩・漢拿山の遠望(其一)・漢拿山の遠望(其二)・西歸浦港・朝天附近の歸帆・三姓穴より漢拿山を望む・濟州城壁内の一部・城板の藥水・山池港に於ける船舶入港・濟州文廟(其一)・濟州文廟(其二)・濟州神社・三姓祠・龍潭・龍潭の上部・海岸の熔岩・西歸浦附近の瀧・西歸浦海岸・濟州文廟の松林・濟州面龍潭里男彌勒・彌勒佛
部 落	濟州城内(其一)・濟州城内(其二)・濟州城内(其三)・濟州城内(其四)・城山浦(其一)・城山浦(其二)・城山浦より見たる半島碇泊場・西歸浦・翰林部落・琴瑟浦・朝天部落(其一)・朝天部落(其二)

建築物

濟州島廳・濟州面事務所・濟州無線電信局(其一)・濟州無線電信局(其二)・濟州島管林署並濟州森林保護區・全州專賣支局濟州出張所・濟州佛教協會・在郷軍人會濟州分會・濟州電氣株式會社・濟州公

立農業學校・濟州公立尋常高等小學校・濟州公立普通學校・東本願寺濟州布教所・觀音寺・濟州島物産陳列場並全羅南道種苗場濟州支場・濟州測候所

民家

沿道民家(其一)・沿道民家(其二)・農家(其一)・農家(其二)・民家の石垣・中流民家・門(其一)・門(其二)・門(其三)・馬小屋・豚小屋・牛小屋・臺所・溫突焚口・味噌醬油置場(其一)・味噌醬油置場(其二)・倉庫(其一)・倉庫(其二)

風俗

總角(チョンガ)・書房(シヨバン)・少女・老婆の草刈・農夫・火田民の皮帽皮衣・鮮人僧侶・巫女の風俗・船着場に於ける婦人客・葬式の服裝・履物・書堂・婚禮行列・結婚式・葬式(其一)・葬式(其二)・葬式(其三)・葬式に於ける近親者の服裝・墓地(其一)・墓地(其二)・墓地(其三)・巫女の家(其一)・巫女の家(其二)・三女神の祭事・祖先の祭祀(其一)・祖先の祭祀(其二)

生活

食物(其一)・食物(其二)・食物(其三)・食器・粉を挽く農民・婦人の米搗き・婦人の麥蒔・粟穂の採取・農民の精穀・農民の晝食・婦人の洗濯(其一)・婦人の洗濯(其二)・少女の板飛び・婦人の鹵販賣・城内市場(其一)・城内市場(其二)・城内市場(其三)・城内市場(其四)・城内常設魚菜市場・支那人布木商・城内内地人商店・城内鮮人商店・濟州の壺市・市場に出場する婦人

産業

濟州島森林組合苗圃に於ける杉床替・大靜面模範植林地・濟州島補助造林・漢拿山の人工植林・島廳經營の種苗場・柑橘・農家の堆肥・苦竹の林相・田畑の風避石垣・休閒地・農民の播種麥の播種・城山浦に於ける煙草收内・棉摘み・放牧・畑の石垣・漢拿山麓の椎茸栽培・西歸浦に於けるカジキマダコ捕獲・筏船漁業(其一)・筏船漁業(其二)・漁船・城山浦附近の鹽田・海女(其一)・海女(其二)・釜山稅關濟州水産製品検査所・麥の挽割作業・貝細工工場・貝卸製造の殻屑・婦人の網巾製造・竹細工製品の販賣

生活状態調査 (其二) 濟州島

朝鮮總督府囑託 善 生 永 助

總 說

濟州島は、朝鮮の南端に在る海洋上の一大島及び附屬諸島より成り、その位置、地勢、地質、氣象、動物、植物等の自然現象に於て、朝鮮半島と趣きを異にせるところが多い。同島の神話に太古の時代、梁乙那、高乙那、夫乙那の三兄弟神地より出現して生活して居た。一日この三神人遊獵して東海の濱に到りたるに、たまたま海に紫泥を塗つた不思議な函の浮び、その傍らに、紫衣に紅帶せる童子の從ひ居るを見たので、函を開くと、その中から、青い衣を着た美しい乙女が三人と駒・犢・五穀の種子を納めてあつた。そして童子の曰ふには、「我は日本の國使なり、我王の三女を生む、西海の中岳に三神人現はれ、將に

國を開かんとす、而して未だ配匹無し、依つて臣に命じ、三女に侍して來らしむ、宜しく妃と爲し、以て大業を成せ」と、言ひ終るや、忽焉として白雲に乗じて去つたので、三人は各々年齢の順に三女を娶りて、梁乙那の居所を第一都、高乙那の居所を第二都、夫乙那の居所を第三都と稱し、初めて五穀を播き、駒犢を飼ひ、農耕・漁獵に努め、島内を開拓し、日に富みて子孫繁昌したとある。濟州邑城の東側に在る三姓穴といふ老松鬱蒼の神祠は、即ち同島の始祖たるこの三神を祭るところである。この神話に徴するも、濟州島が夙に内地と密接なる交渉の在つたことは否定出來ないのである。

地質學者の説に據ると、同島には第一世紀乃至第二世紀の頃に、全島を掩ふ大噴火あり、更に高麗穆宗の朝にも、小噴火のあつた記録を止めて居る。されば大噴火以前の同島の住民は、死滅したものと見るの外なく、従つて現在の島民の祖先が悉く土着のものであつたとは想像し難く、地理的關係から、各方面よりの漂流者などの子孫が漸次繁殖したのも多からうし、海賊または通漁者の根據地となつたやうなこともあるであらう。殊に李朝時代には流罪の囚人をこの地に放つた例が多いのである。従つてその人口形成に就いては、民族系統上大に研究すべき點がある。

また政治的に見ても、同島は嘗て耽羅なる一國を爲し、新羅・百濟・高麗に臣事し、一時元朝に隸屬したることもあり、李朝時代になつても、中央政府の威令充分に及ばざる爲め、島内に屢々叛亂の蜂起した

例もあり、従つて民心の傾向にも自ら特異なるところがある。加ふるに最近數年來、濟州島民中の男女にして、内地へ渡航し、勞働に従事するもの年と共に増加し、阪神地方在住朝鮮人の大部分は濟州島出身者である。尙ほ近來交通の便が拓けるに従つて、貿易、其他の關係上、半島各地は勿論、内地との經濟的交渉が極めて密接となつて來た爲め、同島の調査研究は甚だ重要視せらるゝに至つたのである。既に地質・動物・植物等に關しては、専門學者の詳密なる調査が行はれ、また民俗に關する研究も進められて居るやうに聞いて居る。

部落の構成、生産の方法、生活の様式、文化の程度、風俗、慣習、家計の状態等、具さに觀察するときには、濟州島民の生活には、島嶼特有の經濟組織以外に、研究調査上に於て更に興味深き多くの事實を發見するであらう。本書編纂に當りては、努めて濟州島の現状を明らかにせんことを期したが、尙ほ盡さざる所が尠くないのである。書中に記載の内容は、大體昭和二年より同四年に亘り、本府職員の出張調査及び濟州島廳の報告に係る、可なり浩瀚なる資料を整理編纂したものであるから、寫眞及び地圖と對照して閱讀するに於ては、概略の事情は判るであらう。調査時期の關係上、統計數字等の年月を一定し得ざるものもあつたが、大勢を想察する上に於て別に不都合なきを信ずる。



一、經 濟

地 勢 ・ 地 質

濟州島は全羅南道と長崎縣の中間東經自一二六、五二分至一二六、五八分北緯自三三、二〇分至三三、八分に横はる一大島嶼、及び三十七の屬島より成り、その大なるものは即ち濟州本島にして、東西二十里、南北十里に及び、その屬島全部の面積を合するときは實に百二十方里餘に達し、壹岐、對馬、隱岐、佐渡の諸島を合したるものに匹敵して居る。濟州本島及び楸子本島、牛島、飛揚島、加波島、馬羅島を除く外は、全部無人島である。濟州本島は木浦を距る八十八哩南方の絶海中にあり、楸子本島は木浦の南方六十哩、濟州本島を距る二十八哩の北に位し、木浦濟州島間定期汽船の寄港地である。濟州島の東北方は海を隔て、釜山及び對馬に對し釜山に至るの距離百七十哩五、東方約百哩を隔て、長崎縣五島群島に對し、西南は支那海及び太平洋に面し、島の中央に六千七百八十五尺の漢拏山（釜岳）が聳立して居る。

濟州本島は第三期死火山より成り、その山嶺に往昔の噴火口たる一池ありて碧水を湛え白鹿潭と稱し、山勢概ね緩にして四方に傾斜し海に落ち、部落はその山腹又は山麓の平坦地に點在して居る。漢拏山の絶

頂より一里程の間は眞柏地帯、次は幾十町の躑躅帯あり、その下方一里餘の間は縦地帯にして、その下は檜、櫻、楓等の大樹鬱蒼たる森相をなして居る。白鹿潭邊釜岳を中心とする峯巒四方に走せ、その嶺は一様に半開傘の骨状を呈し、僅かに山房山、暮瑟峯、成佛岳、永城岳の分嶺點在せるのみである。山嶺より海岸に至るの直距離長さも四、五里に過ぎず、急斜少きも河水は多く涸渴し、降雨以外には流水を見ること稀にして、山より流るゝ水は悉く地下水となり、海岸に至り湧泉となりて噴出し、常に水の存する個所は、都近川、小加來川、江汀川、烘爐川位に過ぎず、その他の河川は地質の關係上、豪雨の際は一瀉千里の急流となり、天晴るゝや十數時間にして忽ち乾河となるのである。これ等の諸川には鮎、鰻等の川魚の棲息を見る。

海岸線は灣入屈曲少くして概ね斷壁をなし、僅かに城山浦及び西歸浦の二港が汽船を入るゝを得るに止まり、他は滿潮を利用して小船、筏の出入する漁港に過ぎない。

地質は楸子島及び城山浦を除くの外は全部玄武岩にして、地表は突兀たる黑色火山岩と磊々たる石礫及び溶岩の風化したる火山灰に覆はるゝも、只だ威德里、金寧里、表善里、狹才里、金陵里、翰林里、梨湖里に、面積數町歩乃至數十町歩の貝砂より成る砂漠の如きものありて、全島の灰色を破るの別象を呈して居る。

氣象

濟州島は中央に屹立せる漢拏山の分水嶺に依りて地勢自ら南北に分れ、北濟州は傾斜緩く、南濟州は稍急である。また東部は西部に比し平地に富み、氣象も南北東西に於て大いに相違があるが、氣候概して溫和にして内地の長崎地方と略ぼ似て居り、島内柑橘を産する。濟州城内に於ける簡易觀測に依ると、北濟州の一月平均溫度は攝氏五、二度、最低零下二、九度に降ることあるも、八月の平均溫度は攝氏二七度内外にして、最高三五度以上に昇ることは極めて稀であり、特に南濟州支廳所在地たる西歸浦では、一月の氣溫最低零下に降ることなく、その頃は菜の花が盛りである。

降雨量は一年を通じて千三百七十七耗内外であるが、例年六月より増加し、漸次八、九月に及び十月に至りて減するを例とし、南濟州の方は北濟州より雨量多きを常とするが、これは風向と山脈との關係及び黒潮の影響に歸因するものゝやうである。霧は八月に最も多く、その濃度甚だしきため、船舶の航行不能となることが多い。

風は年中多風にして、北風と北東風最も多く、北西と南西風、及び東南風これに次ぎ、南風は極めて稀であり、農作物の被害を受くるは北風及び東南の風である。

濟州島及び主要地氣象比較

項目	濟州城内	釜山	木浦	京城	下關	長崎	愛知	大阪	和歌山	高知	鹿兒島
平均氣温	一六・〇	一三・五	一三・一	一〇・八	一五・一	一五・七	一五・〇	一四・四	一五・五	一五・六	一六・六
平均最高氣温	一八・七	一七・四	一七・五	一六・三	一八・八	一九・五	一九・八	一九・七	二〇・三	二〇・〇	二一・五
年降雨量	一、七七三	一、四九三	一、〇三三	一、一三三	一、六七一	一、九三六	一、七三一	一、七八七	一、四五一	二、七三三	二、三三三
年蒸發量	一、三二五	一、四三三	一、三三三	一、二八八	一、二六八	一、三六九	一、三六四	一、四八二	一、〇四七	一、〇一五	一、三九六
暴風日數	三	二八	一七	一八	九	九	四	七	三	二	七
快晴日數	六	五	五	七	三	四	五	四	五	六	五
備考	氣温は攝氏、雨量は耗を示す										

尙ほ大正十五年中の濟州に於ける月別氣象狀況を見ると次の如くなつて居る。

月別	氣温	湿度	蒸發	暴風	雨	降雪日
一月	四・八	六・六	二・六	七・二	三・四	六
二月	四・四	六・九	二・七	五・六	五・三	二
三月	七・七	六・六	四・五	六・五	六・五	二
四月	二・六	六・七	五・三	四・九	四・六	二
五月	一六・三	八・〇	四・六	四・五	九・七	一

月	氣温	湿度	蒸發	暴風	雨	降雪日
六月	一九・五	七・三	五・七	三・六	三・〇	一
七月	二五・四	七・七	七・三	四・六	一七・二	一
八月	二七・五	七・四	五・〇	五・一	一四・六	一
九月	三三・九	七・九	四・六	三・八	一一・〇	一
十月	一六・二	六・七	五・一	五・九	九・八	一
十一月	三・二	七・一	三・七	四・九	三・九	一
十二月	六・二	七・三	二・一	七・四	九・九	八

例年漢拏山中腹以下の地方には、十二月より翌年二月末迄に、月十二三回に亘り、朝夕間のみ結霜し、雪は十二月中旬より翌年三月初旬迄に五六回のみ降雪あり、積雪地上寸餘に過ぎずして、晝に至れば忽に消解する。漢拏山上には例年十一月初旬より霜雪あり、翌年三月下旬に終るを普通とする。

海流は臺灣の南西より流れ来る暖流が、大隅海峡西方に於て本流より分離せる支流と、露領沿海州より南下し江原道海面に於て東方に轉じ流れる寒流の一部が、濟州島沿海を混合通過し、この流勢急激にして毎時間約二節乃至三節に及び、漲潮は西方に、落潮は東方に流れ去り、干満の差は全島を通じ六尺に達するのである。

物産

濟州島は朝鮮中に於て最も温暖なる地方であるため、物産の種類も他の陸地方面とは異なつたものがある。「朝鮮の物産」(調査資料) (第十九輯)には、李朝初期、中期、末葉、併合後の物産を掲げてあるが、試みに世宗實錄に擧げられたる濟州牧の土産の條を見ると、山稻、黍、稷、粟、菽、豆、蕎麥、麥、麩、馬、牛、鹿子、麋鹿、海獺、地獺、獾、蠟珠、玳瑁、貝、鸚鵡螺、柑、榧、柚、梔子、栗、無患子、無灰木、山柚子、二年木、榿木、杜冲、枳殼、厚朴、棟實、棟根、零陵香、安息香、香附子、青皮、海東皮、蜀椒、陳皮、藁澄茄、八角、香薷、木衣、石斛、石鍾乳、白蠟、鹽、藿、牛毛、蟹、螺、鮫、石決明、黃蛤、海衣、烏賊魚、銀口魚、鯊魚、刀魚、行魚、文魚を算する。當時と今日とは多少物産の名稱も種類も異なつて居るが現在同島の特産としては、馬、椎茸、椿油、木櫛、柑橘、蒟蒻、養蠶、木炭、朝鮮毛帽子、笠子、宕巾、豚毛、鮑、煙草にして、殊に海産物は極めて豊富である。同島の植物に就いては、理學博士中井猛之進氏及び森爲三氏等に依りて既に詳細に調査せられ、中井博士の調査に據ると、同島の植物は、隱花植物、羊齒類、十二科三十八屬、顯花植物、百三十科五百五十一屬、裸子植物、二科四屬、被子植物、百二十九科五百四十七屬、單子葉植物、十八科百四十屬、雙子葉植物、百一十一科四百七十七屬、離瓣花區、七十九科百五十八屬、合瓣花區、三十二科百五十八屬、これ等植物の種類千三百七十七種、百十六變種に達し、その多きこと朝鮮中第一であるさうだが、これは同島が寒、温、暖の三帯に亘る植物種類を共有するに由るものであらう。同島の動物に

就き森爲三氏その他の學者の調査した所に據ると、脊椎動物としては、哺乳類には、翼手、食肉、嚙齒、偶蹄類を合せて僅に十種内外の棲息せるに過ぎず、虎、豹、狼、熊などの猛獸及びモグラ、ハリネズミ、ウサギ、リス、キツネ等を産せず、その代りにノロ、テウセンシカ、ヤマネコ等の如き朝鮮半島系のもの棲息し、鳥類は百二種に達するも、カササギの如き朝鮮半島に多きもの、棲息を見ず、椿等の暖帯植物多き關係上、イイジマメジロ、ウグヒス等多く、また珍稀のヤイロテウを産し、爬蟲類には、蜥蜴、蛇類を合せて七種を産するも龜類に屬するカメ、スッポンは棲息せず、兩棲類には有尾類、無尾類を合せて八種、淡水魚類はサイウサンシヤウウヲ、アカハラカヘル、フナ、ドジョウ、タウナギ、ウナギ、カニクヒ、アユ、シマハゼ、チチブ、アゴハゼを産するに過ぎぬ。無脊椎動物には、昆蟲類に岡本半治郎氏等の調査せる「濟州島の昆蟲相」に擧げられたものは、蜻蛉類十一種、革翅類一種、ハサミムシ類三種、直翅類十一種、有吻類四十一種、脈翅類五種、シリアゲムシ類一種、鱗翅類二百二十八種、鞘翅類百六十八種、雙翅類二十二種、膜翅類三十四種あり、その種類は五百二十七種に達し、これが系統を分つと、中古北區系のもの三百十八種、東洋系のもの百四十九種、兩方共通のもの五十種あり、同島産の中内地に産せずして朝鮮滿洲と共通のもの五十五種、その中二十九種は朝鮮半島と濟州島特産にして、濟州島と内地に産して朝鮮半島に産しないものは僅に五種であるといふ。この外甲殼類にはミナミナガエビ、モクズガニ、多足類に

はムカデ、ヤスデ多く棲息せるを見る。海産動物に就いては、その種類も極めて多いが、水産中に、漁獲物として説明せるを以てそれを参照されたい。

交通・通信

海運 濟州島は半島より隔絶せるを以て、島外との交通は全く船便に依る外ないが、現在は朝鮮總督府の命令航路たる朝鮮郵船會社の經營に係る航路三、自由航路として本島を一周する航路一、及び大阪尼ヶ崎汽船部の經營に係る定期航路一、鹿兒島郵船の經營に係る定期航路一がある。

濟州島航路船隻表

會社名	汽船隻數	航路	航海回数	備考
朝鮮郵船株式會社	二	本浦を基點とし本島を一周す	月九回	命令航路
	一	釜山を基點として本島を一周す	月五回	同
	一	大阪を基點とし釜山に寄港し本島を一周す	月二回	同
	一	大阪を基點とし本浦に寄港し本島を一周す	月三回	自由航路(都合により本島各港中寄港せざる場合あり)
大阪	一	大阪を基點とし本島を一周す	月三回	
大阪	一	大阪を基點とし本島を一周す	月三回	
大阪	一	大阪を基點とし本島を一周す	月三回	
大阪	一	大阪を基點とし本島を一周す	月三回	

而して定期船寄港地は、山地、朝天、金寧、城山浦、表善里、西歸浦、慕瑟浦、翰林、狹才、涯月、楸子島の諸港である。

外に和船にして貨物運送に當るもの、五十石積以下十三隻、百石積以下百二十六隻、二百石積以下四十四隻、合計百八十三隻ある。

濟州港は島外との交通の中樞港なる爲め、今現に國費、地方費、民費を合して三十萬圓の巨費を投じ、防波堤築造中であるが、これが完成の上は、同島の經濟界其他に及ぼす好影響の著しきものがあらう。

陸運 陸運は島を一週する三等道路延長四十六里に達するが、地盤を組成せる地質は溶岩及び火山灰にして、到る處に乾川多く、且つ橋梁の架設が少い爲め、交通上頗る不便を極め、馬の交通さへも困難を感ずる個所が多い。尤も近來は濟州城内を中心として、島内に毎日數回の自動車往復を見るに至つた。

乗合自動車運轉狀況 (昭和三年一月一日現在)

區間	里數	所要時間	一日の往復回数	主なる經過地	賃金		備考
					一里當	片道	
濟州—慕瑟浦	一四・三	四〇〇分	一	内都、翰林	二・〇	四・三	外に濟州翰林間一往復あり
濟州—城山浦	二・六	三〇分	二	朝天、細花	三・〇	三・六	
西歸浦—慕瑟浦	七・三	一・四	一	道順、柑小	二・六	二・三	
西歸浦—城山浦	二・三	三〇分	一	商美里、新山里	六・九	三・三	

一、經

濟

更に最近に至り、濟州を基點として島を循環する人力軌道車が開通し、交通上一大便益を與へて居る。

通信 濟州島は海洋上に孤立せる關係上、島外との通信は全く杜絶の状態にあつたが、明治三十六年九月一日濟州郵便受取所設置せられ、日本型帆船に依り木浦との間に月二回の往復を爲したに始まり、同三十九年十月電信事務を開始し、陸地との通信を速達し得るに至つたのである。しかしながら本電線は海底線であるため常に故障を生じ、極めて不完全なるものであつた。而して電線故障の場合には、電文を木浦に托送して打電すると云ふ奇觀を呈し、島外との通信に依る島民の苦痛は實に大なるものであつた。そこで當局に於て木浦、濟州間に通ずる無電設置の議起り、大正十三年五月實地測量を爲し、同年八月建設工事に着手、大正十四年四月二十一日竣工、同年五月一日より開局して通信の取扱を爲し、爾來島外との通信敏速となり、従前の苦痛を一掃するに至つたのである。島内には濟州郵便局の外、七箇所郵便所の設置あり、島内間に於ける通信上の不便なく、且つ濟州城内には大正十三年十二月より市内電話開通せられ、極めて便利となつて居る。

行政

濟州島に於ける普通行政の中樞機關は濟州島廳にして、その下に西歸浦支廳及び十三箇面あり、その所



屬里數百六十七に及ぶ。今各面の所屬里數及び面積を左に示して見やう。

面名	洞里數	面積 方里	島廳との距離 町	面名	洞里數	面積 方里	島廳との距離 町
濟州	三三	一六・五	一	西中	九	三・〇	一〇・〇〇
新右	元	一三・〇	五・一九	東中	六	八・八	七・〇〇
舊右	三三	一〇・六	七・三〇	旌義	二	七・〇	一〇・〇〇
大靜	三三	五・六	一一・〇〇	舊左	二	三・〇	七・三三
中	一〇	六・八	一三・三三	新左	一〇	九・九	三・〇〇
左	二	九・四	一四・三三	楸子	五	五・〇	三・海里
右	二	四・一	一三・三三	總計	一六七	一一〇・七	

以上は濟州島の行政區劃を示したものであるが、尙ほ島内に於ける各官廳及びその沿革を左に概説することとした。

濟州島廳 本廳の前身は、高麗肅宗王の時郡を置かれたに始まり、その後、縣令副使、軍民按撫使、軍民萬戶府、僉節制使牧使等幾多の機關が置かれ、その主權も、高麗朝、元朝、明朝、李朝等に歴移したが、李太王二十九年(明治二)大改革を加へて濟州、大靜、旌義の三郡を置き、郡守を配し、牧使をして統轄せしめたのである。光武十年(明治三)に至り牧使を廢し、全羅南道觀察使をして統轄せしめ、更に日韓併合後に至り大正二年大靜、旌義二郡を濟州郡に合せ、大正四年島制發布と共に郡守を廢して島司を置

き、島司をして警察署長を兼ねさせることに規定せられた。尙ほ西歸浦には島支廳を置き、島屬を以て支廳長に任じ、島行政の補助機關たらしめて居る。

警察署 李太王三十一年(明治二)警務廳を置くに始まり、光武十年(明治三)光州警務顧問の所屬たらしめて濟州分派所を置き、光武十一年(明治四)木浦警察署濟州分署を置き、光武十二年(明治四)警察署に昇格して今日に至る。島内樞要地の十五所に駐在所、及び出張所を設け、巡查部長以下三名乃至四名の職員を配置して居る。

濟州法院支廳 明治四十三年濟州區裁判所を設置し、同四十五年光州地方法院濟州支廳と改稱し、民事刑事々件を取扱ふ外に、公證事務、不動産登記事務、及び戸籍事務を取扱ふ。

道立濟州醫院 大正元年の設立に係り島民の本院を利用する者漸次増加を見つゝあるが、その患者の大多数は貧困者なるを以て、これに對しては施療部に於て施療し、農閑期には巡廻診療を行つて居る。

濟州測候所 本島の位置は朝鮮及び内地に於ける氣象の變化を知るに最も必要なる地點なるを認め、大正十二年本所を設置し、一般氣象の觀測調査を爲すの外、天氣豫報と暴風警報の發布信號を掲げ、また島外よりの通報は同所設置の無電に依て行はれ、本島産業の進展上至大の利便を有して居る。

濟州島營林署 本署の前身は朝鮮總督府殖産局山林課濟州島出張所であつたが、大正十五年四月官制改

正に依り改稱せられたものにして、國有林の濫伐を防ぎ、間伐を勵行し、稚樹の植付を爲し、造林に勉めて居る。

水産製品検査所 大正七年の設置に係り、本島より輸移出の水産物の品質向上を期すべく、一定の検査を行ひ、粗悪不正品の輸移出を防ぐと共に、島産の聲價を揚げ、生産者の利益を圖つて居る。

全羅南道種苗場濟州島支場 本場は元朝鮮總督府木浦支場の出張所であつたが、明治四十五年四月全羅南道種苗場濟州島支場に改め、以て今日に至つたのである。

釜山稅關濟州出張所 大正十一年設置、本島より移出に係る貨物の關稅事務を取扱つて居るが、交通の關係上、濟州城内を距る東十二里の地、旌義面城山里に事務所を有する。

土地

濟州島に於ける土地を種目別に見ると、畝八百九十五町歩、田九萬六十四町歩、垡二千百七十町歩、其他一萬四千七百三十町歩、合計十萬七千八百六十町歩に達し、これを官有地民有地別にすると左の通りである。

土地種目別面積調

(大正十五年六月末現在)

生活状態調査

區分	番	田	畑	其他	計
國有	五九二	一三、六五四	八三六	六、〇七九	一九八六九
民有	八三三	七、四二〇	二、〇八八	八、六五八	一九九六一
計	八五四	九、〇七四	二、一七四	一四、七三〇	二〇、八六一

更に島内に於ける田・番・畑・池沼・雑種地について、土地賣買價格及び土地賃貸價格を見るに、大正十五年の平均は左表の如くなつて居る。

種目	土地賣買價格調			備考
	大正十五年	昭和元年	昭和十五年	
田	六〇〇.〇〇	一八〇.〇〇	九七.二	段當り
番	三〇〇.〇〇	一八〇.〇〇	二二〇.〇〇	同
池沼	五〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	百坪當り
雑種地	三三〇.〇〇	五〇〇.〇〇	三八〇.〇〇	段當り
土地の賃貸價格調	三三〇.〇〇	三三〇.〇〇	三五〇.〇〇	同
田	三〇〇.〇〇	二二五.〇〇	六〇〇.〇〇	段當り

人口

池沼	畑	田	雑種地
三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
同	同	同	同

戸口總數 最近に於ける濟州島の戸口數を見ると、戸數四萬五千七百五十一戸、人口二十一萬一千十一人であるが、これを内鮮外人別及び男女別にして見ると左の通りである。「東國輿地勝覽」には、濟州島の人口に關し、女多男少と記述してあるが、古來同島は男子の數よりも女子の數が多く、南鮮の島嶼及び沿海地方に、同島と同様に男子の數よりも女子の數の多い地方があることは、人口上注目すべき現象であると思はれる。

内鮮外人別男女累年戸口表

區分	戸數		人口	
	男	女	男	女
内地人	二六一	四四八	四三二	八六九
朝鮮人	四二三八	一〇四〇四	一〇四九七	二〇九〇八
一、經濟				一九

大正十二年末

生活状態調査	大正十三年末			大正十四年末			昭和元年末		
	支那人	朝鮮人	内地人	支那人	朝鮮人	内地人	支那人	朝鮮人	内地人
計	二六	四一、五二五	四、二七四	二六	四一、五二五	四、二七四	三三	四一、五二五	四、二七四
支那人	三六	一〇四、五二八	四一〇	三六	一〇四、五二八	四一〇	八三	一〇八、八〇八	四一〇
朝鮮人	二	一〇五、三九七	三三二	二	一〇五、三九七	三三二	四	一〇八、八〇八	三三二
内地人	二八	二〇九、九二五	七九二	二八	二〇九、九二五	七九二	八七	二〇九、八四一	七九二
支那人	三六	一〇四、五二八	四一〇	三六	一〇四、五二八	四一〇	八三	一〇八、八〇八	四一〇
朝鮮人	二	一〇五、三九七	三三二	二	一〇五、三九七	三三二	四	一〇八、八〇八	三三二
内地人	二八	二〇九、九二五	七九二	二八	二〇九、九二五	七九二	八七	二〇九、八四一	七九二
支那人	三六	一〇四、五二八	四一〇	三六	一〇四、五二八	四一〇	八三	一〇八、八〇八	四一〇
朝鮮人	二	一〇五、三九七	三三二	二	一〇五、三九七	三三二	四	一〇八、八〇八	三三二
内地人	二八	二〇九、九二五	七九二	二八	二〇九、九二五	七九二	八七	二〇九、八四一	七九二

尚ほ人口三千人以上の市街地としては、濟州城内、禾北里、朝天里、金寧里、西歸浦、慕瑟浦、城山浦を算するが、その内鮮外人別戸口数は次の通りである。

三千人以上の居住地又は著名市街地現住戸口表 (昭和二年末現在)

府郡島	又は面	洞里名	内地人			朝鮮人			支那人			合計		
			戸数	男	女	戸数	男	女	戸数	男	女	戸数	男	女
濟州城内	一、一七五	元正	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	一、一七五	
禾北里	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
朝天里	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
金寧里	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
西歸浦	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
慕瑟浦	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
城山浦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

更に職業別戸口数を見るに、内地人は公務自由業、商業交通業最も多く、朝鮮人は農林牧畜業最も多く、漁業製鹽業これに亞ぎ、支那人は殆んど商業者である。

職業別戸口表 (大正十四年末現在)

區分	内地人			朝鮮人			支那人			合計		
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
農林牧畜業	四	八	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
漁業製鹽	一〇〇	一〇〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

工業	26	6	35	1,236	3	7	33	1,208
商業、交通業	110	33	143	4,511	16	33	1,131	4,668
公務自由業	60	38	98	1,831	1	1	304	2,140
其の他有業	15	18	33	5,010	1	1	332	5,173
無職、職業不詳	1	1	2	33	1	1	6	33
計	336	1,104	1,440	12,435	19	35	1,166	15,576

内地出稼者数 濟州島の人口は内地出稼の関係上、年により著しく増減があるが、昭和元年末に於ける濟州島内朝鮮人の内地出稼者總数は二萬三千五百八十四人に達して居る。

内地出稼者数表

男	13,600人
女	9,984
計	23,584

その出稼先は阪神地方を主とし、大部分は労働者である。而して出稼者より濟州島内への一箇年の送金高は、男十七萬六千九百圓、女七萬八千九百九十九圓、合計二十三萬七千七百九十九圓に達して居る。これによりて見るも、島民の内地出稼によりて生活難を緩和し、經濟上を受くる利益は莫大なものである。

内地人移民数

濟州島内に於ける内地人移民数は、戸數二百九十八戸、人口一千八十三人に過ぎず、それも大部分は二三の市街地に分布して居る。試みにその出身府縣別を示すと、大分縣最も多く、山口縣これに亞ぎ、熊本縣第三位に在る。

現住内地人本籍地方別表

(昭和元年末現在)

本籍名	戸數		人口		本籍名	戸數		人口	
	住居	世帯	男	女		住居	世帯	男	女
東京府	2	2	3	2	栃木縣	1	1	1	1
京都府	1	1	2	2	奈良縣	1	1	1	1
大阪府	7	8	16	12	三重縣	8	8	11	11
神奈川縣	1	1	1	1	愛知縣	5	5	6	6
兵庫縣	3	3	4	4	静岡縣	3	3	4	4
長崎縣	23	20	25	14	山梨縣	1	1	3	2
新潟縣	3	3	4	4	滋賀縣	6	6	3	3
埼玉縣	2	2	3	3	岐阜縣	1	1	2	1
千葉縣	1	1	2	2	長野縣	5	6	15	11
茨城縣	6	6	7	2	宮城縣	4	5	8	7
群馬縣	1	1	1	1	福島縣	5	6	9	7
計	136	136	177	136	計	136	136	177	136

生活状態調査

岩手縣	二	三	三	六	德島縣	四	四	七	六
青森縣	一	一	一	一	香川縣	二	二	七	三
山形縣	二	三	四	七	愛媛縣	八	八	七	三
秋田縣	一	二	二	四	高知縣	三	四	六	二
福井縣	二	二	六	九	福岡縣	八	九	六	二
石川縣	三	四	六	三	大分縣	四	五	七	一
富山縣	六	七	二	八	佐賀縣	八	八	六	三
鳥取縣	五	五	八	六	熊本縣	二	二	四	二
島根縣	三	四	六	四	宮崎縣	二	二	四	五
岡山縣	七	七	三	三	鹿兒島縣	六	六	三	九
廣島縣	二	三	元	四	沖繩縣	一	一	一	一
山口縣	七	七	六	三	北海道	二	二	三	三
和歌山縣	二	四	六	八	總計	二六	三三	五五	一〇三

出生死亡率 更に濟州島に於ける最近五箇年間の出生率並に死亡率を調査した所に據ると、出生率平均は人口千に付二十二・三人三分二厘にして、全羅南道總平均の二十七・七人四分二厘より遙かに低く、死亡率は人口千に付十二人四分にして、全羅南道總平均の十五人一分六厘より餘程低いことを示して居る。

出生率 調 (人口千に付)

男	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	以上五箇年平均
女	五・三	五・八	一四・三七	一四・〇七	一七・八九	一一・九
計	四・五	四・九	二二・八	二二・九	一六・八九	一〇・七
男	二・四	二・四	二・九	二・九	一六・五八	一三・三
女	二・一	二・五	一〇・三	一〇・三	一三・七四	一〇・七
平均	二・四	二・四	二・八	二・八	一四・六六	一三・四

農業

土地の利用

過去に於ける土地利用の實情を見るに、大體土地を森林地帯、火田地帯、牧場地帯、及び耕作地帯に大別することが出来る。而して森林地帯は漢拏山を中心として要存豫定林として定められた濟州島中央部の一帯である。

火田地帯は現在の山間地帯及び中間地帯の一部を包含するもので、今より約三十年前位迄は老樹枝を交